

2025年(令和7年度)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会

第3回 総務企画専門委員会

書面審議 議案書



湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



キャッフィー

チャッフィー

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会
第3回 総務企画専門委員会

書 面 決 議

○審議事項

第1号議案 わた SHIGA 輝く国スポ長浜市識別用品整備要項(案)

第2号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市観光・おもてなし実施要項(案)

第3号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市案内所・休憩所設置要項(案)

第4号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市歓迎装飾実施要項(案)

第5号議案 わた SHIGA 輝く国スポ長浜市保険加入要項(案)

第6号議案 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ MLGs」長浜市推進計画(案)

○報告事項

わた SHIGA 輝く国スポ競技別リハーサル大会の売店出店者募集につきまして、令和5年9月27日(水)開催の第2回総務企画専門委員会にてご承認いただきました「わたSHIGA輝く国スポ長浜市売店設置運営要項」に基づき、別紙「わたSHIGA輝く国スポ競技別リハーサル大会長浜市売店出店者募集要項」を作成し、募集を開始いたしましたのでご報告いたします。

わた SHIGA 輝く国スポ長浜市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)及び競技別リハーサル大会(以下「リハーサル大会」という。)において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) リハーサル大会

- ア IDカード(カードケースを含む。以下同じ。)
- イ 服飾品
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) 国スポ

- ア IDカード
- イ 服飾品
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、識別用品の一部のみ配布とすることができる。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督
- (8) 視察員、報道員
- (9) 大会関係者
- (10) その他わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として実行委員会が準備する識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定し、国スポおよびリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

ただし、競技団体および共催市等が整備する識別用品については、この限りではない。

6 競技団体による整備

競技役員および競技補助員に配布する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目およびデザインについて、実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。

なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市観光・おもてなし実施要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 長浜市おもてなし基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」(以下「大会」という。)に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)を温かくお迎えするとともに、本市の多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただける心のこもったおもてなしの提供について、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 観光

大会参加者等に本市の観光地や物産品、自然、歴史および文化等を紹介するため、観光パンフレット等を案内所や競技会場で配布するとともに、ホームページやSNS等で発信する。

(2) おもてなし

ア 関係機関および関係団体等の協力を得て、接客意識の高揚を推進するほか、競技会係員やボランティア等に必要に応じて研修を行う。

イ 大会終了後の本市への誘客を図るため、競技会場において本市の魅力ある食を提供するコーナーを設置し、大会参加者等との交流を図る。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における観光・おもてなしについても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市案内所・休憩所設置要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 長浜市おもてなし基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所および憩いの場、交流の場として利用するための休憩所の設置および運営に関し、必要な事項を定める。

2 案内所の設置

案内所は、総合案内所および受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関および関係団体等(以下「関係機関等」という。)と協議のうえ主要駅等に設置する。また、受付案内所および休憩所は、各競技会場に設置する。ただし、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、必要に応じてこれを変更できる。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、受付案内所および休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、受付案内所および休憩所の開設時間は、原則として開会行事または競技開始の1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊および観光・物産等の案内に関すること。
- エ 配布物の管理に関すること。
- オ 総合案内所周辺の装飾の管理に関すること。
- カ その他各種案内に関すること。

(2) 受付案内所

- ア 大会参加者等の受付案内および資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊および観光等の案内に関すること。
- エ 迷子、遺失物・拾得物の取扱いに関すること。
- オ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

- ア 大会参加者等への飲食物等の提供に関すること。
- イ その他休憩所の運営に関すること。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所および休憩所の設置についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市歓迎装飾実施要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 長浜市おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の歓迎、市民の開催機運や歓迎ムードを高めるための歓迎装飾について、必要な事項を定めるものとする。

2 装飾場所

競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

3 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

4 装飾内容

看板、横断幕、のぼり旗、プランター等を設置する。なお、設置の際は、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、関係機関、団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾に努める。

5 その他

- (1)この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2)競技別リハーサル大会における歓迎装飾についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3)「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における装飾内容については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

わた SHIGA 輝く国スポ長浜市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」(以下「大会」という。)において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が加入する保険について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約

実行委員会は、損害保険会社等と当該保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号の掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等および会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有し、管理運営するものの不備または競技会運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医師または看護師等の医療行為および看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託者賠償事故

実行委員会が借り受け、または預かった第三者の財物を破損、汚損もしくは紛失させたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の事故に起因して第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師および看護師等の大会従事者が、大会の開催準備業務もしくは開催業務に従事しているとき、または当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上および会場間の移動中において発生した偶然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 競技会係員は、大会期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書(別記様式)を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を損害保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款および特約条項の定めるところによる。
- (2) 長浜市で開催する競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについては、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

事故報告書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
長浜市実行委員会 会長 様報告者 所 属 _____
氏 名 _____
電 話 _____

事故発生日時	令和 年 月 日() 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有・無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	T E L	

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手・監督・役員・競技補助員 競技会補助員・医師・看護師・その他()
	住 所	
	氏 名	年齢 歳
	T E L	
	親権者氏名	※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名 称	
	T E L	
	担当医師	
傷害内容	傷 病 名	
	症状・程度など	

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ MLGs」長浜市推進計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」及び第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」長浜市開催競技の実施にあたり、エネルギー使用量の削減などの環境配慮を市民や企業、両大会に関わるすべての参加者が実践することで、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ MLGs宣言」および「長浜市ゼロカーボンシティ宣言」による取り組み内容を推進し、「人と人、人と地域、人と自然」のつながりが深まり、一人ひとりの「幸せ」がより高まることを目的とする。

2 基本方針

「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ MLGs宣言」および「長浜市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、環境に配慮した競技会および普及啓発活動等を実施する。

3 実施計画

(1) 廃棄物の削減

競技会場内外での廃棄物の削減を図り、物品等のリサイクルやリユースを積極的に行う。
また、環境に配慮した資材の使用を推進する。

(2) グリーン購入・グリーン契約等の推進

国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)に基づき、環境物品等の調達の推進を図る。

また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)に基づき、製品やサービスの調達にあたっては、環境負荷を可能なかぎり少なくするよう配慮をする。

(3) 環境負荷の少ない交通手段の利用促進

競技会場を含めた長浜市内での移動手段を確保し、公共交通機関の利用を推奨するための広報活動を積極的に行い、環境負荷の少ない交通手段の利用促進を図る。

(4) デジタル化の推進

広報や情報提供、会議資料等にデジタル媒体を活用し、印刷物の使用を最小限に抑える。また、申し込みや手続き方法をできる限りオンライン化し、紙の使用を削減する。

(5) 参加者および観客等への啓発

参加者や観客等に向けて、環境への意識を高める啓発活動を積極的に行うとともに、環境配慮に関する情報を提供し、参加者および観客等に積極的な協力を呼びかける。

(6)協力体制の構築

競技団体、地域住民、関連企業および関連団体との連携を強化し、環境に配慮した大会の成功にむけて協働で取り組む。

4 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。